令和７年度泉佐野市こども朝食堂運営業務委託

公募型プロポーザル実施要領（日根野小学校）

１　総則

わが国では、少子高齢社会の到来とともに共働き家庭やひとり親家庭が増加し、子育ての孤立感や負担感が高まるなど、こどもを取り巻く社会の環境が大きく変化する中、本市においては、平成２８年度からこども食堂事業を実施し、地域でこども食堂を運営する団体と連携しながらこどもの「食」と成長を支え、居場所づくりに取り組んできた。

さらに、近年では家庭の事情等により朝食を食べずに登校するこどもが少なくないことから、令和５年２月から６月にかけて、小学校２校（長坂小学校、中央小学校）でこどもに朝食を提供する「朝食堂」の実証実験を行った結果、朝食を食べていないこどもが確実に存在することや「朝食堂」が登校意欲の促進につながることなどが明らかになった。

こうしたことから、令和５年８月からこども朝食堂事業を開始し、令和７年４月１日現在、市内１２校で事業を実施している。

今般、新たに開始する日根野小学校のこども朝食堂運営業務の企画提案を求め、これにより、市内全ての小学校においてこどもの貧困対策を推進することを目的として、本実施要領に基づき公募型プロポーザルを実施する。

２　提案競技の概要

　（１）競技の名称

　　泉佐野市こども朝食堂（日根野小学校）運営業務委託プロポーザル

　（２）競技の条件

　　泉佐野市こども朝食堂運営業務委託仕様書に基づき提案すること。

　（３）競技の方法

　　公募型プロポーザル方式

　（４）採択する提案の件数

　　最優秀案１件

　（５）最優秀案となった提案に対する市からの出資上限額

　　　　令和7年9月から令和8年3月までの7カ月間の実施のため

　5,616,000円（消費税及び地方消費税を含む）

　（６）競技の主催者及び事務局

　　　　主催者：泉佐野市

　　　　事務局：泉佐野市こども部子育て支援課

　　　　　　　　所在地　〒598-8550　泉佐野市市場東１丁目１番１号

　　　　　　　　電　話　072-463-1212（内線2384）

３　応募資格

　　別紙仕様書に定める業務の実施に必要な能力を有する者で、次に掲げる全ての要件を満たすものを対象とする。

　（１）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者。

　（２）本市に事業所を有する法人、団体、または個人

　（３）国税、府税及び市税を滞納していない者。

　（４）契約締結までの間に大阪府又は泉佐野市から入札参加資格停止又は資格保留等の措置を受けていない者。

　（５）契約締結までの間に民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による民事再生手続きの申立てをしていない者。

　（６）契約締結までの間に会社更生法（平成14年法律第154号）第30条第1項の規定又は第2項の規定による更生手続き開始の申立てをしていない者または申立てをなされていない者。

　（７）泉佐野市暴力団排除条例（平成24年泉佐野市条例第28号）第2条の規定に該当しない者。

　（８）他の応募者の提案を妨害し、公正で公平な判断を妨げるような行為その他これに類することを行った事実が明らかでない者。

４　応募の手続き

　提案競技に参加を希望する者は、次のとおり提出すること。

　（１）応募方法

　　　①応募受付期間：令和7年6月25日(水)～令和７年8月4日(月)午後3時

　　　②提出場所：上記２（６）に記載の事務局まで

　　　③提出方法：持参のこと。

　（２）応募書類

　　　①プロポーザル参加申込書（様式１）

　　　②誓約書（様式２）

　　　③法人登記簿（写し）及び役員調書（様式３）

　　　④納税証明書（国、府及び泉佐野市税を滞納していない証明書）

　　　⑤企画提案書（任意様式　A4版縦・横書き両面印刷を左綴じ。A3版をA4版縦に折って綴じ込み可）

　　　⑥業務工程表（任意様式　企画提案書に準じる）

　　　⑦業務実績表（任意様式　A4版縦・類似事業の業務実績を記載する）

　　　⑧価格提案書（様式４）

　　　⑨暴力団排除に関する誓約書（様式７）

　　【注意事項】

　　　・⑤企画提案書、⑥業務工程表及び⑦業務実績表は、一冊のファイルに合せて綴じること。

　　　・上記ファイルは、正本１部、副本７部を提出すること。

　　　・任意様式となっている⑤～⑦に使う文字の大きさは、原則として10.5ポイント以上とし、印刷の色は、カラー・モノクロを問わない。

　　　・提出するファイルには表紙をつけること。

表紙には「泉佐野市こども朝食堂（日根野小学校）運営業務提案書」とタイトルを付し、提出年月日と事業者名を掲載すること。

　　　・⑧価格提案書に記載する金額は、⑤企画提案書に概算の計算根拠を明示すること。

　　　・使用言語は日本語とし、外来語や日本語以外の言語を使用する場合には注釈を加えること。

　　　・専門的な知識を要する表現や言葉を使用する場合には注釈を加えること。

　　　・本市に伝えたいことは、すべて⑤企画提案書に記載すること。別途、提出した企画提案に対するプレゼンテーションを開催する場合があるが、⑤企画提案書において提案内容が明らかになるように表現すること。

　　　・応募に関して必要となる費用は、すべて応募者の負担とする。

　　　・応募者は、一案件に対して複数の企画提案書を提出できないが、複数案件への応募は可能とする。

　　　・応募書類提出後の加筆修正はできない。

　　　・応募書類の著作権は、作成した応募者に帰属するが、応募書類を応募者に返却しない。

　　　　なお、市の情報公開制度に則って、所定の情報公開請求の手続きにより市が開示する必要があると認めるときは、個人情報保護制度に則って応募書類の一部を開示することがある。

５　質問回答の手続き

　　この提案競技に対する質問及び回答は、次のとおりとする。

　（１）質問方法

　　　受付期間：令和７年６月２５日（水）～７月１日（火）

　　　提出書類：質問書（様式５）により、質問箇所及び内容をわかりやすく記載し、電子メールにより提出すること。

　　　提出先：下記アドレス宛てに「こども朝食堂質問書」と標題に明記して送信すること。

　　　　　　　　【送信先　jidou@city.izumisano.lg.jp　】

　（２）回答方法

　　　質問に対する回答は、令和７年７月４日（金）以降に電子メールにより回答する。

６　辞退の手続き

　　　参加申込書の提出後に提案競技を辞退するときは、次のとおり辞退届（様式６）を提出すること。なお、この辞退によって、市の他の入札参加資格等に影響は及ばないものとする。

　　　提出期限：令和７年８月４日（月）午後５時まで

　　　提出先：上記２（６）に記載の事務局まで

　　　提出方法：持参のこと。

７　審査方法

　（１）審査機関

　　　審査は、市職員の審査委員で構成する審査委員会にて行う。

　（２）書類審査

　　　審査委員会は、応募書類を審査し、その中から審査基準ごとに得た評価点の合計が最高得点の者と第２位の者を選定する。最高得点の者が２者以上となったときは、審査委員会の委員長が最優秀案を選定し、最優秀案提案者として市長に報告する。また、結果が第２位となった者を優秀案提案者として、併せて市長に報告する。

　（３）プレゼンテーション

　　　審査委員会において、応募内容についてプレゼンテーションを行う場を設ける場合、別途、応募者に日程等詳細を通知する。

　（４）結果の通知

　　　審査結果は、応募者に文書で通知する。なお、審査結果については、一切異議の申立てはできない。

　（５）失格

　　　下記に該当する者は、このプロポーザルから除外される。また、最優秀案提案者であっても、契約の締結までに下記に該当することが判明した場合は、審査結果が無効となる。

　　　①参加資格要件に該当しない者

　　　②応募書類に虚偽の記述がある者

　　　③価格提案額が市の予定している出資上限額を超える額を提示した者

　　　④選定の公平性を害する行為を行った者

　　　⑤この提案競技要領に明らかに違反していると認められる者

　　　⑥前各号のほか、著しく信義に反する行為があった者

　（６）結果の情報公開請求

　　　審査結果の得点内容等は、所定の情報公開請求手続きのうえ、自身の応募分のみ公開する。

８　審査基準

|  |  |
| --- | --- |
| 評　価　区　分 | 配　　　点 |
| 提案内容（企画面） | Ａ：全体の事業構成 | ２５点 | ８５点 |
| Ｂ：食事の提供 | １５点 |
| Ｃ： 運営体制 | １５点 |
| Ｄ：リスク管理  | １５点 |
| Ｅ：支援の必要なこどもを発見した場合の対応等 | １５点 |
| 価格提案（費用面） | Ｆ：事業費評価 | １５点 | １５点 |
| 合　　　計 | １００点 |

　　※なお、プロポーザルの参加事業者が１者のみの場合は、事業費評価点を除き70点を下回らないこと

９　契約の手続き

　　　仕様書及び最優秀案として採択された提案を基に協議を行い、泉佐野市契約規則（平成１２年泉佐野市規則第２３号）に基づき契約を締結する。原則として、提案当初の応募書類の内容を尊重するが、本事業の目的達成のため、必要な範囲において最優秀案提案者と協議の上、市の出資上限額を超えない範囲で項目の追加、変更及び削除を行う場合がある。

　　　なお、この協議の結果、合意に至らず契約を締結できない場合は、第２位として選定された優秀提案者と協議を行い、泉佐野市契約規則に基づき契約を締結する。また、契約の締結は、令和７年８月下旬の予定である。